

宇城市のちかば EVENT NEWS

イベント情報

熊本市 伝統的工芸品月間国民会議全国大会

11月は「伝統的工芸品月間」です。今年で22回目となる全国大会は熊本県で開催され、熊本の伝統的工芸品をはじめ、全国から206品目の伝統的工芸品が一堂に展示されます。ぜひ、この機会に全国各地から集まった匠の技をご覧ください。

期 日 11月2日(水)～6日(日)
時 間 10:00～17:00(最終日は16:00まで)
場 所 グランメッセ熊本(益城町)
問合せ先 熊本県伝統的工芸品月間推進協議会事務局(県商工政策課内)
 ☎096-383-1111
 (内線5128・5129)

八代市 第18回やつしろ全国花火競技大会

日本全国の有名な花火師30人が、その技と華麗さを競う九州唯一の全国花火大会です。競技花火のほかに特別花火も充実。ハイレベルな花火の競演に近年は「八代の花火」として有名で九州外からも注目を集めています。

期 日 10月15日(土) 午後6時～8時
 ※荒天時は11月5日に順延(小雨決行)
場 所 八代市球磨川河川敷 新萩原橋上流
 花火打ち上げ数 約1万発
交通規制 午後から土手上通路は車両通行止め
問合せ先 やつしろ全国花火競技大会実行委員会事務局(八代市役所商政観光課内)
 ☎33-4115

消費者問題注意報！

商工観光課 ☎32-1111

悪質な訪問販売による住宅リフォーム工事にご注意！

全国で高齢者を狙った住宅リフォーム詐欺が相次いでいますが、県内でも被害が多発しています。

【特徴】

- 水道あるいは床下の点検と称して訪問する。
- 「工事をしないと家がボロボロになる」などと、不安をあおる。
- 契約を急ぐ。
- 次々に契約をさせる。

【対処法】

1. 契約する前
 - 知らない人は、家に入れないこと。
 - 必要な工事かどうかを家族や信頼できる人に相談すること。
 - その場で契約せず、幾つかの業者に見積もりさせること。

2. 契約した後

- 契約書を受け取ってから8日以内であれば、クーリングオフが可能。
- 8日を過ぎていても販売方法等に問題があれば、契約の取消も可能。

【高齢者を守るためには】

- 予防と早期発見が大切です。次の点を心掛けましょう。
- 高齢者宅に見掛けない車が停車していたら声を掛ける。
- 高齢者宅を訪れた際に見慣れないものがあつたら聞いてみる。

詳しくは、本庁商工観光課(☎32-1111)または熊本県消費生活センター(☎096-354-4835)まで。

小型・大型船舶免許更新講習および失効再交付講習日程(10月分)

	開催日	開始時間 (受付は30分前)	備 考
小 型	毎週火曜日	9:00～	・更新講習(1時間) ・失効再交付講習(2時間20分)
	12日(水) (毎月第2水曜日)	18:30～	
大 型	4日(火)	13:00～	・更新講習(1時間30分) ・失効再交付講習(3時間～13時間)
	22日(土)	9:00～	



【会 場】宇城市立 九州海技学院(三角西港)

【当日持参するもの】

- 小型の場合…操縦免許証、写真2枚(4.5×3.5cm)、住民票1通(本籍地記載のもの)、講習料等
- 大型の場合…海技免状、写真2枚(3×3cm)、講習料等
- ※このほかにも県内各地で数回開催しています。詳しいことはお問い合わせください。

申込・問合せ先 九州海技学院 ☎52-2451

おわびと訂正

広報うき9月15日号の11ページに掲載しました「結婚相談事業スタート！」で、推進員の連絡先に誤りがありました。正しくは次のとおりです。「松永透 ☎33-0611」。おわびして訂正いたします。

宇城市ゴルフ協会

市民ゴルフコンパ

日 時 11月3日(祝) 午前7時30分～
 アウト、イン同時スタート
場 所 不知火カントリークラブ
 (☎42-3111)
参加対象 市内に居住もしくは勤務する一般成人で、原則として4人1組
参 加 料 2,000円(ただし、プレー料金はピジターの場合8,000円)



申込方法 申込表に、連絡責任者の氏名・住所・電話番号と、4人の参加者名をご記入の上、協会各支部へお申し込みください。
申込期間 10月7日(金)～21日(金)(ただし、各支部10組になり次第締め切らせていただきます)

申込・問合せ先

- 三 角 支 部(三角B&G海洋センター内・古庄) ☎52-2488
- 不知火支部(市役所不知火支所建設課内・平木、中川) ☎33-1111
- 松 橋 支 部(松橋公民館内・中山) ☎32-1080
- 小 川 支 部(市役所小川支所産業課内・藤井) ☎43-1111
- 豊 野 支 部(豊野福祉センター内・川端) ☎45-2172

- 申請・問合せ先
- 本庁福祉課 ☎32-1111
- 三角支所健康福祉課 ☎53-1111
- 不知火支所健康福祉課 ☎33-1111
- 小川支所健康福祉課 ☎43-1111
- 豊野支所健康福祉課 ☎45-2111

介護者手当が支給されます 福 祉 課

宇城市では、常時介護を必要とする寝たきり老人や、重度心身障害者(児)を在宅で介護している方に、介護者手当を支給しています。

- 支給要件 次の1および2に該当する人
1. 平成17年10月1日現在で、宇城市内に居住し、住民基本台帳に記載されている人で、次のいずれかに該当する要介護者を1年以上在宅で看護している人
 - ① 65歳以上で寝たきりの状態にある人

- ② 身体障害者手帳の1種1級で寝たきりの状態にある人
 - ③ 療育手帳A1所持者
2. 要介護者が平成16年10月1日から17年9月30日の間に、通算して90日以上入院・施設入所(ショートステイを含む)を利用していない人
- ※調査員が心身の状態について聞き取り調査をします。

支給額 受給資格者1人当たり年額10万円

支払時期 平成17年12月を予定(後日、対象者に連絡)

申請期間 平成17年10月3日(月)～17日(月)

高齢者や障害者と税 宇土税務署

国は、高齢者や障害のある方に対して、財政支出の面で社会保障を充実させる一方、所得税の面でも次のとおり、いろいろな特例を設けています。

【障害者本人が受けられる特例】

- ① 障害者控除
納税者本人が障害者であるときは、障害者控除として27万円(特別障害者のときは40万円)が所得金額から差し引かれます。

② マル優など利子の非課税

高齢者と同じように、利子の非課税制度を利用できます。(注) 障害者のうち65歳以上の方としてこの制度を受けている方が、平成18年1月1日以降も引き続きこの制度の適用を受けるためには、障害者として確認を受け直す必要があります。

【障害者を扶養している方が受けられる特例】

① 障害者控除

障害者控除として一人当たり27万円(特別障害者のときは一人当たり40万円)が所得金額から差し引かれます。

② 特別障害者と同居している場合の配偶者控除および扶養控除

特別障害者が、納税者やその配偶者、納税者と生計を一にする親族のいずれかとの同居を常としているときは、配偶者控除または扶養控除として通常の控除額に35万円を加算した金額が所得金額から差し引かれます。

問合せ先

宇土税務署 ☎22-0410

9月15日 宇城市 防犯パトロール隊出発式



宇城市役所正面玄関前で、地域安全活動推進員や地域安全パトロール隊、市職員など約70人が参加して行われました。